

甲賀市地域経済応援クーポン券 取扱店舗等募集要項

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言解除後の地域経済の回復を目的として、市内全世界帯に地域経済応援クーポン券の配布を行います。

このことに関して、クーポン券の取扱店舗等を募集します。

1. 取扱店舗等の申込資格

甲賀市内に本店及び店舗等を有している商工業者（※1）[中小事業者・小規模事業者（個人事業主を含む）（※2）]

法人：市内に本店登記を有する中小事業者、小規模事業者

個人事業主：市内に住民登録を有する者

【対象となる事業者】

法人	本店登記	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	×

個人事業主	住民登録	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	×

ただし、次の事業者は除きます。

- ・ 「7. クーポン券の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・ 暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

(※1) 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者となります。なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

(※2) 以下に該当する中小事業者、小規模事業者及び特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行うもので、以下に準ずる者として市長が認める者です。

業種	中小事業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2. 申込受付期間

令和2年7月1日（水）～7月17日（金）

※ 当該期間に申込があった店舗等は、クーポン券配布対象者に送付する取扱店舗等リストに掲載します。

※ 当該期間以降も随時お申し込みいただけますが、当該期間以降のお申し込みについては、随時、市ホームページにて取扱店舗等リストを更新するのみとなります。

3. 申込方法

【申込に必要なもの】

- ① 甲賀市地域経済応援クーポン券取扱店舗等登録申込書
- ② 市内に本店があることがわかる資料（確定申告の写し、商業登記簿謄本等）
- ③ 小規模事業者または中小事業者であることがわかる資料（確定申告の写し、決算書等）

上記の必要書類一式を、郵送でご提出ください。

甲賀市 産業経済部 商工労政課 新産業振興係（担当：武村・山本）
〒528-8502
甲賀市水口町水口 6053 番地

※ 様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 申込・登録料は不要です。

4. 申込後の流れ

- ・ 令和2年7月下旬以降、登録証と別途作成する甲賀市地域経済応援クーポン券取扱マニュアル（登録取扱店用）（以下、「マニュアル」という。）をお送りします。

5. 登録店舗等の広報

- ・ 取扱店舗等リストを作成し、市内全世帯に送付するほか、市ホームページに掲示します。
- ・ 申込受付期間を過ぎて申し込みがあった場合は、市ホームページのみの掲示となります。
- ・ クーポン券が利用可能であることを明示するチラシ等のデータを市ホームページにアップするほか、ポスター等を登録店舗等所在地にお送りする予定です。
- ・ 詳細は、マニュアルに記載します。

6. クーポン券の換金について

(1) 換金期間（予定）

令和2年9月1日（火）～令和3年3月10日（水）

(2) 換金場所（予定）

甲賀市役所 4階 商工労政課

(3) 換金手続き

詳細はマニュアルに記載します。

(4) 換金スケジュール

使用済みクーポン券の受付締め日を設け、月1回の支払い日を設定する予定です。詳細はマニュアルに記載します。

7. クーポン券の利用対象とならないもの

- ・ 国税、地方税、公共料金料等の支払い（税金、水道料金、保険料等）
- ・ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
- ・ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和3年1月31日以降となるもの
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他甲賀市又は、各登録取扱店が指定するもの

8. その他留意事項

- ・ 取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ 現金との引き換えは行いません。
- ・ つり銭は支払えません。
- ・ クーポン券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（甲賀市）は責を負いません。
- ・ 取扱店舗等において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識するよう明示してください。

【甲賀市地域経済応援クーポン券事業の概要】

名称	甲賀市地域経済応援クーポン券
発行額（予定）	約1億8,250万円（見込み）
印刷部数（予定）	約3万6,500冊
発行単位	1セット 5,000円（500円×10枚）
額面（クーポン券1枚あたり）	500円
利用条件	1,000円以上の買い物につき500円クーポン1枚が利用可
利用期間（予定）	令和2年8月1日（土）～令和3年1月31日（日）
配布対象者	甲賀市内の全世帯（1世帯に1冊）36,500世帯
取扱店舗等	甲賀市内にある店舗等より公募により決定
換金場所（予定）	甲賀市内1箇所（甲賀市役所4階 商工労政課）

甲賀市地域経済応援クーポン券取扱店舗等登録申込書

令和2年 月 日

甲賀市長 あて

フリガナ	
店舗等名称	
フリガナ	
代表者氏名	
担当者名	
所在地	〒 ー
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
業 種	1. 小売 2. 飲食 3. サービス 4. その他 ()
取扱商品等 (主なもの)	

※店舗等名称は取扱店舗等の一覧に掲載します。

※市内に複数の店舗・事業所がある場合は、店舗・事業所ごとにお申し込みください。

※業種は主なものを一つ選んでください。

※取扱商品等が長文・多岐に渡る場合は、要約・抜粋の上、登録しますので、予めご了承ください。

※当該事業の取扱店は、甲賀市内で市民が日常的にモノやサービスを購入できる事業所を対象としておりますが、取扱商品等によっては申請を受理できない場合もございますので、予めご了承ください。

◆申込方法◆

申込書に必要事項を記入し、市内に本店があることがわかる資料（確定申告の写し、商業登記簿謄本等）と中小事業者または小規模事業者であることがわかる資料（確定申告の写し、決算書等）を郵送でご提出ください。

◆申込受付期間◆

令和2年7月1日（水）から7月17日（金）まで（必着）

※申込受付期間後もお申し込み可能ですが、市ホームページ上のみでの広報となります。

◆申込先◆

甲賀市役所 産業経済部 商工労政課 新産業振興係（担当：武村・山本）

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053

Tel : 0748-69-2187 Fax : 0748-63-4087 Mail : koka10351000@city.koka.lg.jp